

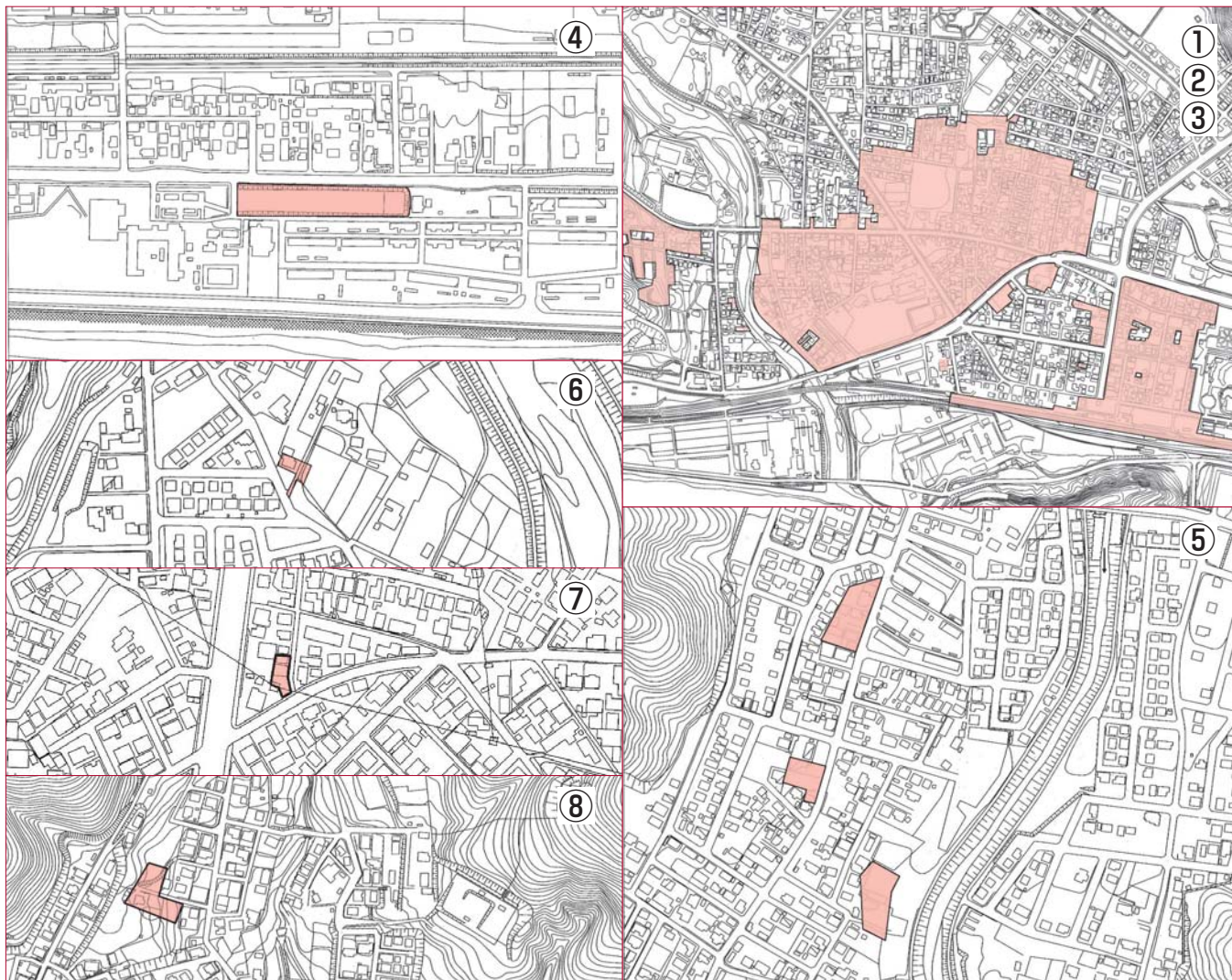
下水道事業

受益者負担金の賦課対象区域をお知らせします

※網掛け■の部分が
賦課対象区域

賦
課
対
象
区
域

- | | |
|-------------------|---------------|
| ①登別東町1・2・4・5丁目の一部 | ⑤柏木町3丁目の一部 |
| ②登別本町1～3丁目の一部 | ⑥桜木町5丁目26番地付近 |
| ③登別港町1丁目の一部 | ⑦美園町3丁目4番地付近 |
| ④幌別町8丁目の一部 | ⑧上鷺別町106番地付近 |



◆受益者負担金制度とは？

下水道が整備されると、快適な生活を営める環境になりますので、土地の所有者に建設費の一部として、土地の面積に応じ一度だけ負担していただく制度です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆負担金を納めていただく方は？

下水道が整備された区域内に土地を所有している方が対象となります。

◆負担金の額・支払方法は？

受益者負担金の額は、所有する土地の面積に単価（1平方メートルあたり525円）を乗じて算出します。支払いは、負担金総額を5年間に分割し、年4期（合計20回）に分けて納めていただきます。

◆受益者の申告手続きをお忘れなく

4月中旬、上図の受益者負担金賦課対象区域の土地を所有している方に受益者申告書を送付しますので、記載内容を確認し、必要事項を記入・押印の上、5月上旬までに下水道グループへ提出してください。

6月上旬に受益者の方へ、土地の面積や負担金額、納付期日などを記載した『受益者負担金決定通知書』を送付し、7月上旬に『受益者負担金納入通知書』を送付します。

問い合わせ

下水道グループ
(☎9052)